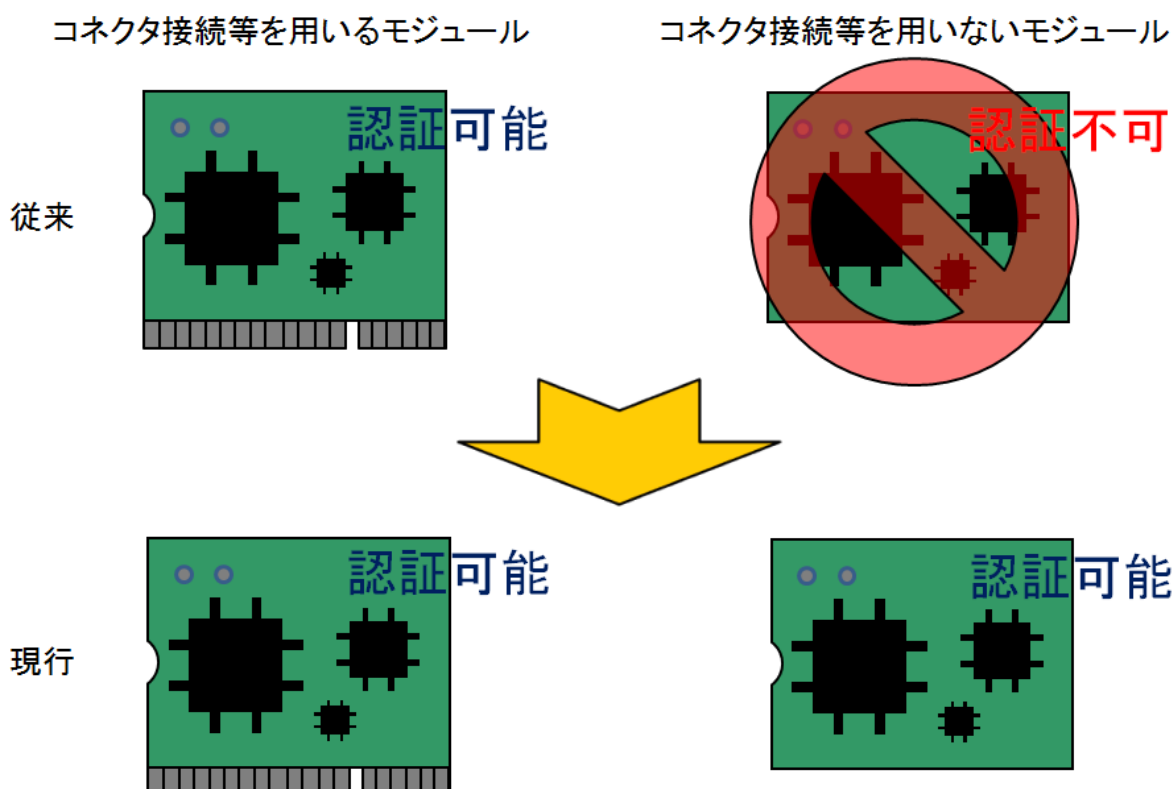


WiFi・Bluetooth・Zigbee 他の コネクタ接続を用いないモジュール の認証を開始しました。

弊社では、WiFi・Bluetooth・Zigbee 等（注 1）のモジュールについては、従来、登録証明機関協議会のガイドラインに従い、「コネクタ接続等により容易に分離可能な構造であり、且つ特定無線設備であることの識別が容易にできること。」を満足することを条件に認証を行っておりましたが、この度、同協議会のガイドラインの一部変更に伴い、コネクタ接続等を用いないモジュールについても認証可能な範囲となったことから、コネクタ接続等を用いないモジュールについても認証を開始いたします。

なお、コネクタの有無に関わらず、モジュール単体で特定無線設備の技術基準を満足する必要があるのは従来どおりです。認証可能な範囲など、詳細はお問い合わせください。



注1 適用対象

2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム

証明規則第2条第1項第19号に掲げる無線設備

2.4GHz 帯小電力データ通信システム

証明規則第2条第1項第19号の2に掲げる無線設備

5GHz 帯小電力データ通信システム

証明規則第2条第1項第19号の3、項第19号の3の2に掲げる無線設備

5GHz 帯無線アクセスシステム

証明規則第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: dspr_sales@dspr.co.jp